

# 農業・農協改革だより

2月号



改正農協法は、平成28年4月1日施行となっており、今後、政省令の公布などが予定されています。本誌では、改正農協法のポイント解説を平成27年11月号から5回にわたって掲載しています。

## ポイント解説④

### 《准組合員の事業利用量規制》

准組合員に対する事業利用量規制は、今回の法改正では見送られました。改正農協法の附則において、「政府は、法律の施行後5年間、正組合員および准組合員の事業利用状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加え結論を得ること。」とされました。

なお、衆議院・参議院の各農林水産委員会では、「准組合員の利用の在り方について、正組合員数と准組合員数との比較等をもって規制の理由としないなど、地域のための重要なインフラとして農協が果たしている役割や関係者の意向を十分に踏まえること。」とする附帯決議が決議されています。また、国会審議では、「5年後、農家所得が増大できていれば、准組合員向けのサービスをしても正組合員のメリットは阻害されていないことになる。」との見解も示されています。

JAグループでは、准組合員を「農業や地域経済の発展を共に支えるパートナー」として位置付け、准組合員のJA事業・運営への参画を推進するとともに、准組合員の共益権のあり方等を含め、今後の組合員制度についての見直しを検討することとしています。

平成28年1月20日現在の情勢をもとに作成

お問い合わせ先：JA香川県総務部組織広報課 TEL：087(825)1233